

# 企業のコンプライアンスと工事発注方式について

平成 19 年 9 月 3 日  
特定非営利活動法人  
環境技術支援ネットワーク

## コンプライアンス

### 1 企業の姿勢

土木業界においては、昨今の非社会的な事象を受けて、コンプライアンスを遵守することは、企業自体の存続に係わる最も重要な要素となっています。多くの企業においては、「コンプライアンスを遵守した事業活動方針」を策定し、具体的に「コンプライアンス上疑わしき行為」を禁止することを明言しています。

具体的には、見積書や見積設計図書の徴集を依頼された場合において、その事業が工事発注となる段階で、「自社が、競合他社が知らない情報を早い段階で取得していた」こと自体がコンプライアンス上問題となる可能性があり、場合によってはその事業の入札参加を辞退することもありえます。そのためコンプライアンスを、重視している企業ほど対発注者に対する対応が慎重になる傾向が強いです。

### 2 発注者側の対応

このような社会的状況下において、事業の発注者側においても、見積書等の設計資料の徴集といった発注事務に関する作業に対し、企業のコンプライアンスを重視した配慮を行なうとともに、工事発注方式についても、その事業の持つ技術的特色に対し適性の高い発注方式を選択する必要があります。

(見積徴集段階)

例えば、見積書や、見積設計図書を徴集するにあたっては、以下の点を配慮する必要があります。

- ① 具体的な工事内容（工事名、発注時期、詳細な場所、詳細な数量等）が判明しない。
- ② 工事全体の金額を見積もるのではなく、可能な限り単価見積り等あくまで積算資料の要素としての徴集とする。
- ③ 必要性能は明確に提示するが、付帯的要素は、各社に前提条件を決めさせ、現実にあった形に発注者側で修正できる形にする。

例：見積り者の前提「100m以内に仮置き場ある」発注者修正「現実 500mならその分土木的な単価で修正」

- ④ 発注段階で公表する情報より詳しい情報はださない。
- ⑤ コンサルタント等からの徴収の場合も概要のみを示して徴集する。

例：九州地方で約 50,000 m<sup>3</sup>程度のダイオキシン汚染底質 3ng-TEQ/g を 3ng-TEQ/g 以下に処理した場合の m<sup>3</sup>あたり単価。

### 3 第三者機関（NPO等）の利用

発注者・受注者のコンプライアンス遵守と出来るだけ公平で透明性が求められる社会的状況においては、発注業務に関する作業を徴収する場合にも出来るだけ社会的信頼性の高いNPO等の第三者機関を利用することも一考です。

また、特に廃棄物処理や汚染物の浄化等環境分野は専門的知見が必要であり、従来の土木にプラスしケミカルの要素も求められるため発注業務の策定においても、また各種委員会等の運営においても、各方面の人材を揃えたNPOのサポートを得ることが望ましいと思われま

## 発注方式の選定

工事の技術的内容についてその特色に適合した発注方式を選択する必要があります。

例えば今回の浄化処理事業のように、処理について企業により異なった技術が存在した場合は以下のような発注方式が考えられます。

### 1 条件付一般競争入札

同様な処理の実績を持つことを条件として、一般競争入札とする。

価格により落札者が決定することから、落札に関する妥当性は大きいですが、比較的技術が確定していないものに対しては、処理技術に関しての照査が重要であることから、実績処理量の条件も付すべきであり、それが参加可能者を大きく制限することになることで、競争に対する妥当性に課題を残す可能性があります。

また、見積り徴集した企業とそうでない企業とが競合することが考えられ、見積り徴集段階からの配慮が必要です。

### 2 指名競争入札

同様な処理実績を持つ企業及び十分な対応技術を持つと思われる企業を指名し入札を行なう。

価格により落札者が決定することから、落札に関する妥当性は大きいですが、指名企業の決定に関し妥当性を高くする必要があり、通常の名指委員会により強く技術的な判断を求める必要があることから、個別の技術委員会を設置する必要も考えられます。また「条件付一般競争入札」より本方式の適合性が高いという明確な理論が必要です。

また、見積り徴集した企業とそうでない企業とが競合することが考えられ、見積り徴集段階からの配慮が必要です。

### 3 総合評価方式

参加企業（通常公募）の提案、見積り価格に対し、工事価格以外の事前に決定した要素に対し、評価、得点化して、総合点＝得点／価格 で算出される総合点により、落札者を決定する。最低価格者が落札者とならない可能性があり、落札に対する妥当性、公平性を高めるために、方式決定、評価項目の選定、評価基準の決定、評価、特定の各段階において、専門委員会（地方自治法では2名以上の学識者の意見徴集が義務化）による決定が必要に

なります。

手続きが煩雑化するが、本件のような技術的検証を十分行なう必要がある場合は、処理の確実性や、処理に伴う周辺環境負荷の大きさ等、重要な事項を検証、評価できることから適性の高い方法と考えられます。

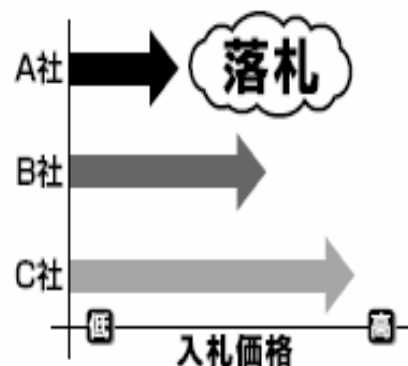
工事発注方式比較表

	条件付一般競争入札	指名競争入札	総合評価方式
方式概要	技術の施工実績、施工量実績を条件とし、一般競争により入札する。	企業の実績や技術の施工実績、施工量実績を参考に、業者を指名し、入札する。	参加企業の提案に対し、価格以外の要素に対する評価を得点化したものと、価格から算出した総合点により、落札者を決定する。
参加企業	公募	指名	一般的には公募
落札条件	工事価格	工事価格	総合点
発注手続き	公募手続き	指名委員会での決定	各段階で委員会決定
傾向	比較的工事金額の大きな工事において近年増加(主流化)	工事金額が比較的小さく、一般的な技術による工事に多い。	工事金額が比較的大きく、企業独自技術が対象になる工事に多い。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札に関し妥当性が高い</li> <li>・近年主流化しており、社会的理解が得られやすい。</li> <li>・技術について実績条件での照査を行える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札に関し妥当性が高い</li> <li>・技術について単に実績ではなく、事業者としての評価が指名という形で反映できる。</li> <li>・社会的条件に関する事業者の意見(地元企業優先等)を反映しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各企業独自の技術から総合的に最も優れたものを選定できる。</li> <li>・価格のみではなく、環境負荷等の要素も含め評価することで、社会的に受け入れやすい。</li> <li>・技術的な判断を委員会で行うことから、妥当性を高めることが出来る。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件のつけ方により、参加機会を制限する可能性がある。</li> <li>・参加条件の工事实績のみが担保となり、価格のみで落札者が決定することから、技術に関する検証が十分にできない場合もありうる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方式の社会的な理解を得るために十分な優位性の説明を行なう必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべて委員会での決定となり、手続きが煩雑化する。</li> <li>・他方式に比べ発注までの作業及び時間を必要とする。</li> </ul>

## 総合評価方式

総合評価落札方式は、民間企業の持つ優れた設計、施工方法に関する技術力を活かすことで、公共工事の総合的な価値を高めることを目指した新しい方式です。このため総合評価落札方式では、「価格」のほかに「価格以外の要素(技術力)」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示した者を落札者とすることができます。

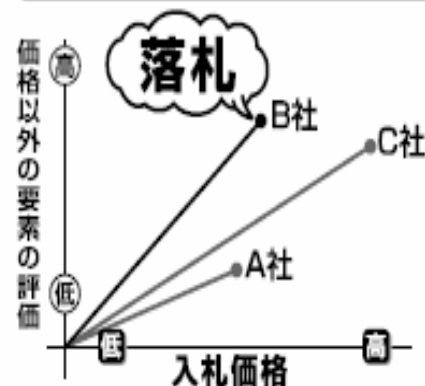
### これまでの価格のみの競争



これまでの落札方式は「価格」のみの競争

最も安い  
入札価格を  
提案した業者  
=落札業者

### 新しい総合評価



総合評価落札方式は「価格以外の要素(技術力)」も加えた総合的な評価による競争

最も高い  
総合評価を  
提案した業者  
=落札業者

評価値が最も高い企業が落札者。

得点は、あらかじめ定めた計算方法により、技術提案の内容を得点に換算します。

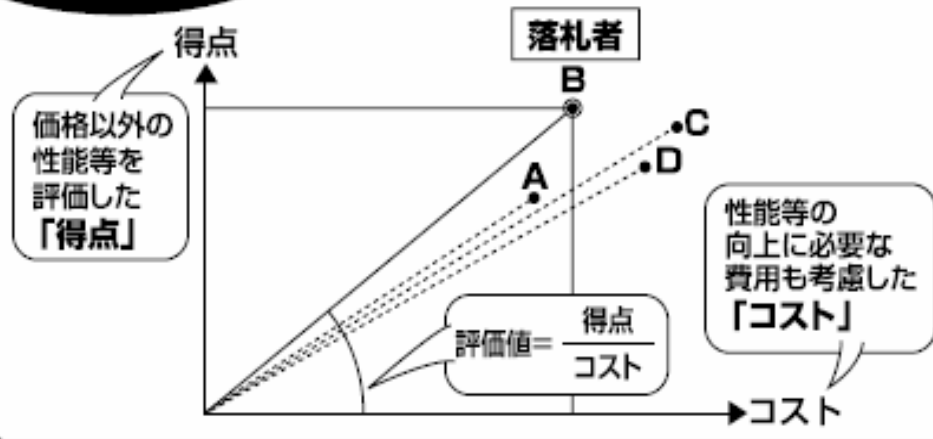
$$\text{評価値} = \frac{\text{得点}}{\text{コスト}}$$

コストには、工事価格のほか維持管理費等の技術提案の内容に応じた必要コストを含めることができます。

※補償費や維持管理費の削減の提案として求めます。

**評価値による落札者の選定イメージ**

**評価値による最優秀提案者=落札者の選定**



入札価格が最も低いのは、A社。しかし、評価値が最も高いのは、B社。

**したがって、B社が落札者となる。**